資料６

児 童 福 祉 審 議 会 資 料
令 和 ８ 年 11 月 ５ 日
子ども家庭部児童相談運営課

社会的養育推進計画の策定について

令和８年 11 月の区立児童相談所の開設に伴い、区は児童相談所設置市として、家庭支援から代替養育、自立支援までの社会的養育を一体的かつ計画的に推進することが求められている。このため、国の「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえ、以下のとおり「杉並区社会的養育推進計画」の策定に向けた取組を進めることとする。

１　策定に当たっての基本的な考え方

（１）子どもを権利の主体として位置付けた上で、家庭養育優先の原則及び子どもの安定した養育環境を継続的に保障するパーマネンシー保障の考え方に基づき、地域に根差した基礎自治体として、妊娠期からの支援、家庭支援、代替養育、自立支援等を一体的に推進する。

（２）里親・ファミリーホームや児童養護施設等の社会的養育資源の整備目標に加え、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等への自立支援の体制整備など、社会的養育に関する取組を示す。

（３）区の実情や当事者の意見等を踏まえ、区における社会的養育の将来像や必要な支援を明らかにする。

２　策定の進め方

（１）計画案の策定に当たり、社会的養護のもとで暮らす子ども及び社会的養護経験者等の当事者や、里親、児童養護施設職員等の関係者へのアンケート、ヒアリング等を実施する。

（２）審議会からの答申を踏まえ策定した計画案について、「杉並区自治基本条例」に基づく区民等の意見提出手続を実施した上で、計画を決定する。

３　今後のスケジュール（予定）

令和８年	11 月	区議会保健福祉委員会へ報告
令和９年	１月 29 日	部会（第１回）
	４月～７月	部会（第２回～第４回）（回数は未定）
	８月	審議会答申
	９月	計画案の策定、区議会保健福祉委員会へ報告
	10 月	区民等の意見提出手続を実施
令和10年	２月	計画の決定、区議会保健福祉委員会へ報告